

平成27年度 第4回 府中市文化財保護審議会議事録

日時 平成28年1月18日（月）午後2時

場所 ふるさと府中歴史館3階

出席者 田中会長、猿渡副会長、小澤委員、坂詰委員、馬場委員、藤井委員、福嶋委、八木橋委員 以上8名

事務局 江口課長、黒澤課長補佐、和田郷土資料担当主査、荻野事務職員、小林事務職員

傍聴者 なし

1 報告事項

会長 それでは報告事項（1）から、事務局の説明求めます。

報告事項（1） 国史跡 武蔵国府跡国司館地区の保存・活用・整備について

事務局 資料1をご覧ください。国史跡武蔵国府跡国司館地区の保存活用整備事業の進捗状況と今後の予定についてご説明させていただきます。

基本設計については昨年12月に府中市のホームページ等で内容を市民に公開しました。併せて、現在こちらのふるさと府中歴史館の1階でその内容を解説したパネル展示を行っております。

基本設計の内容については、資料1の裏面に計画配置図が載っておりますので、こちらをご覧ください。

史跡全体を大きく3つのゾーンに区分し、史跡の南側の奈良時代の国司館の遺構があるゾーンが、古代の空間再現ゾーンです。史跡の北東側の大國魂神社方面に繋がっていくゾーンが、国衙地区連携ゾーンです。史跡の北西側の府中本町駅に隣接しているゾーンが、にぎわい創出ゾーンです。

これら3つのゾーンをそれぞれ段階的に整備していくこととなりますが、まず古代の空間再現ゾーンと、国衙地区連携ゾーンにつきましては、史跡の本質的価値に係る歴史的な空間の整備を行いますので、文化庁の補助事業として整備します。現在その第一期工事の実施設計に取り組んでおりまして、今年3月末までにとりまとめる予定です。そして平成28年度から第一期工事に着手する予定です。

にぎわい創出ゾーンにつきましては、遺構の保存を大前提としたうえで、駅前に相応しいにぎわいを創出するためのにぎわい交流施設の整備を予定しております。これについては府中市全体のまちづくりの中でこの事業を位置づけて

いくことが肝要と考えておりますので、今年6月の内閣府の認定をめざしております府中市中心市街地活性化基本計画における主要事業の一つとして位置づけを行いまして国土交通省の社会資本整備総合交付金の暮らしにぎわい再生事業の補助対象事業を活用して整備を行ってまいります。

平成28年度に先ずにぎわい創出ゾーンの民間市場調査を行って、にぎわい交流施設の内容や規模、民間活力の導入の可能性等について検討を行ってまいります。

にぎわい交流施設の内容等につきましては、資料1の表面の「3 施設に想定される機能」にあるような、史跡のガイダンス、展示機能、観光案内、情報発信機能、物販機能、飲食、休憩機能、便益機能を備えることを予定しております。

また、施設の規模は、文化庁の原状変更の制限もありますので、大規模な施設は史跡の指定地内に建設できません。一方で、国土交通省の補助対象事業としては、施設は3階建て以上という条件もありますので、3階建ての規模の施設を予定しております。

それから、資料1の「5 賑わい交流施設計画の基本方針」として、(次の)4つの基本方針を決定しております。

- ① 遺構保護のため盛土をし、建物基礎が遺構検出面に至らないよう、保護層を設けた上で建築工事を行います。
- ② フロア構成は1階・2階・屋上とし、実質的には2階建てですが、屋上へ通じる階段室を3階とみなすことで、建築基準法上は「3階建て」の建物として扱います。施設の例として国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館があります。この建物の規模が同じような1階・2階・屋上と同じような造りになっております。
- ③ 歴史的景観に配慮するため、駅側と史跡敷地側の高低差を利用し、駅舎の高さと賑わい交流施設の高さのバランスを揃えるように設計します。
- ④ 賑わい交流施設の屋上スペースは一般開放します。屋上から史跡全体の遺構配置や「多摩の横山」の景観を望むことができるほか、AR・VRなどのバーチャル技術を用いて当時の建物や景色を復元し、それを屋上から眺望することで、史跡への理解をより深めることができるような活用事業を行います。

最後に、「6. 今後のスケジュール」ですが、文化庁と国土交通省の補助対象事業に分けて記載しました。

文化庁の補助対象事業は、平成28・29年度の2か年で整備工事を行う予定ですが、実は、先日来年度予算についての文化庁のヒアリングがありまし

て、財政状況が非常に厳しいので、予算が大幅にカットされる可能性があるとの話がありまして、予算の査定次第で、現在予定しているスケジュールが大きく変わる可能性もございますので、その辺りの詳しい情報が判明しましたら、改めてご報告させていただきます。

国土交通省の補助事業の方は、来年度民間市場調査、29年度に実施設計、30・31年度の2か年で第2期工事を行い、平成32年3月に供用開始予定となっております。

以上です。

会長 平成32年の3月に完成ですね。それで4月から開館というか供用開始ということですね。

事務局 はい、そうです。

事務局 補足させていただきます。既にこれまで、種々ご指導いただいておりますが、この様にいまご説明した方向で進んでおりまして、特に国司館の歴史的な復元整備につきまして、実物の建物を復元するのではなくて、AR・VR技術を用いて当時の景観風景を含めて取り組んでおります。こちらについては、いま現在、日本全国各地の整備事例をいろいろと勉強させていただきまして、先般、職員が奈良県での最先端のAR・VR技術の研究会にも参加してもらいました。関西、長岡宮跡の整備事例はAR・VR技術によるものとしてはおそらく全国でも最も進んだ技術が使われているものですが、そのデモ等を体験してもらいました。

さらに全国史跡整備市町村協議会の大会で、福井市の越前朝倉一乗谷遺跡に行ってみまして、あちらでも今、ARの整備事例があり、勝山市の白山平泉寺にも行ってまいりまして、そちらのARを見てまいりました。

越前朝倉一乗谷も学生時代以来20数年ぶりに行ってみましたが、200mに渡って実物大の復元が30年掛かってここまで来ているということです。

国史跡武蔵国府跡検討協議会でも諸先生方にご指導いただき、この様な形で進めていますので、今回はとにかくこの方法で整備を目指そうと考えております。

ちなみに、直近での実物大の復元は、三重県の斎宮跡で、平安時代の建物を3棟復元したものです。そちらのご意見も伺っておりますが、活用は非常に難しいというご意見も頂いております。

もちろん、賑わい交流施設には、先生方のご意見を元に復元模型の展示をし

たいと考えております。

将来的に朝倉一条谷遺跡のように段階的に良くする方向で行きたいと思っております。

以上です。

会長 平成29年度に資料1の裏面の赤丸の施設以外が出来上がるわけですね。それで一般公開の開始になりますね。

事務局 第1期工事分として、先に史跡全体の環境整備として古代の空間再現ゾーンと国衙地区連携ゾーンを整備し、一般公開します。その後で、(第2期工事で) にぎわい創出ゾーンを整備します。

会長 古代の空間再現ゾーンと国衙地区連携ゾーンが先に公開ということですね。この建物は、その後で出来ると

事務局 そうです。

会長 市長さんはどうお考えなのかな。

事務局 その点は、市長も含めて更地の状態で放置しておくよりは、とにかく早く第1期工事を早くやって、良い意味で使っていただくということで、段階的に整備していくことを目指したものです。

馬場委員 (文化財の) 指定の名前からして国衙地区ということで、(計画が) 進んでいるので、仕方ないのですが、やはりあの場所は府中にとって歴史的に何度も繰り返し使われてきた事に意味があると思うので、バーチャルとか説明の中には当然「御殿」とかが入ってくるようになるのですね。

事務局 はい、活用の中では徳川家康の府中御殿の事は欠かせませんので。

事務局 どこまで出来るか分かりませんが、御殿の方もバーチャル上は何か徳川家康が登場するとかを是非六所宮との関わりを紹介したいと思っております。

今考えているのは、いくつか番組を作り、それを選べる形にして、その中に御殿も紹介する何かが出来ないか考えております。

ただし、御殿の復元が非常に難しいので、それをどういう形でストーリーを

作るのか、今目指しているのは、単なるARで復元建物だけが見られるのでは面白くない。やはりVRを使ってその中に国司が登場するとか、例えば宴会をやっている風景を見られるとか、そういうのがおそらく日本では今までに無い良い姿なのかなと思っています。その中に家康御殿もなんとか登場させたいと思っています。ただし、VRの中でどういう形で建物の復元ができるのか、それはディテールも含めて難しいのかなとは思っておりますが、なんとか頑張っています、家康御殿の事は欠かせないとおもっております。

藤井委員 屋敷全体は無理ですが、家康の屋敷というのは部屋単位では決まりきっているから、部屋の中や部屋から外を見る光景は簡単に作れますから、そういう全体図を見せない形でクリアすればリアリティが出ると思う。宴会している風景も、部屋の中も大同小異ですので、どこも変わらないし、縁側から富士山を見る・多摩川を見る、そういう風景も普通に出来ますから。

馬場委員 札所紹介絵図が景色に合わせて見るとか、そんな風なことも出来るのではないかと思います。

藤井委員 それは大河ドラマみたいなので、館のなかから外を見たり、屋敷の中で宴会をやっていたり。ああいうのは全体像が分からなくても全然問題ない。

馬場委員 あそこは、家康の葬列で日光へ（遺体を）動かすときに意味があると思うので、（そういう企画展示は）他所ではあまりないと思います。

会長 もしそういう建物を造るのだったら、国衙連携ゾーンが良いのですかね。

藤井委員 建物全体は難しいですから、今のは画像として作れますという話です。ここに何か（を造るということではありません。）

会長 にぎわい交流施設の中にといいのはかなり難しいですか。

藤井委員 そうですね。全体を見せるのは難しいですか。発掘中とか。

馬場委員 遺構が出ていない。その地点の意味みたいなものが市民にちゃんと伝わるのが大事だと思う。この地理的な場所と歴史上に果たしてきた意味を。そして、それこそ観光開発に幕末には使った訳だから。その事を今もう一

度やろうとしている訳なので。だから、そういう事が（市民に）伝わると良い。

会長 とりあえず流れとしてはこういう感じでいいですね。

馬場委員 国土交通省のお金ってかなり意味あるものなのですか。

事務局 国土交通省の補助は1／3です。文化庁は1／2補助です。

馬場委員 こちらも予算がカットとか。

会長 この建物の一番上では富士山はいつでも見れるというものなのですね。1年のうち何回見えたとかそういう観察ができますね。

藤井委員 最初に地名意匠（登録）かなんかされていますか。

事務局 そこまでの確認はしていません。

馬場委員 3階だと駅舎が邪魔ではないですか。

会長 駅舎の高さにするのでしょうか。

馬場委員 駅舎よりは上になる。

事務局 それは、今の駅舎は無い形で、南のマンションも無くて、古代と近世の景観が見られる。

馬場委員 それはバーチャルですね。そうではなくて、実物の富士山が見えるかどうかです。

事務局 そのために、屋上に出られる3階建てで、そこまで行けば富士山が見られます。

会長 平成28年度に第1期工事着工ということは、すぐですね。

事務局 今年です。

会長 それでは、そういうことで進めてください。それでは事務局に報告事項（２）の説明求めます。

報告事項（２）国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木における危険木診断について

事務局 資料２をご覧ください。前回の文化財保護審議会で、突然（ケヤキの）大枝が突然折れたことを写真付きでご報告させていただきました。

年２回、春と秋の巡回調査では分からなかった外観では何でもなかった樹木が折れて、折れた枝の中を見るとかなり腐食していたという状況で、普段の調査では下から高い枝でも目視のみの調査だったのですが、今回はノーマークというか特に（問題あると）指摘を受けていない枝が折れたものですから、その事実を重く見て、（ケヤキ並木に）約１８０本の樹木がある中で、（樹高が）低い木や既に枯死している木やあまり大枝の付いていない木を除いて、今までの調査で何らかの対策をするべきかどうかの診断がついていない１２９本の木を対象に調査をすることにいたしました。

ここの概要にも書かれておりますが、実際に診断自体は、ケヤキ並木保護対策業務委託を受託している愛植物設計事務所に委託をして、診断作業をする方は、樹木医の資格のある方で、且つ、樹木のクライミング技術を持つ方をお願いしております。

資料２の裏面をご覧ください。右側の図は、ケヤキ並木全体を表していて、その横に日程が記載してありますが、この日程で、東側の北端から南端へ、それから西側の南端から北端へという順で、１２９本の診断をいたします。２月３日から２月いっぱいにかけて対象を診断いたします。その後、特にこれというのがあれば、第２期ということで３月に追加調査も行う予定です。

今日、模擬的な、調査を統一的に行うために診断手順を確認するためのプレ診断を実施する予定でしたが、この天候ですので、２６日（火）に延期をいたしました。その内容が資料２の２枚目にあるプレ診断実施計画です。郵便局前のW71のケヤキを調査対象木に選びまして、実際に診断していく方が登ったりして、手順等を確認する予定にしております。

業務内容は、実際に枝から枝に渡りながら、（枝や幹を）見て触ってハンマーで叩くなりして（問題の有無を確認します）。

（診断中の樹木の）下には補助員を置くということで、（診断する樹木医と下の補助員が）一組となりまして診断を行っていきます。

１本々の診断カルテも作りますので、（保護管理計画の見直しの）基礎（資料）ともなります。

危険度ランクは一応4段階を考えておりましたが、(実際の剪定等の処置作業は、都市整備部)管理課に依頼しておりますが、(緊急に対策が必要なものは)新年度を待たずに作業をしていただくこととなります。

今回、(ケヤキ並木の)沿道にお住まいの方や店舗等には、(資料2の裏面の)お知らせを配りながら周知をします。それからちょこりんスポットにも、この時期にこのスケジュールで行いますという内容の看板を立てて、市民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

それから、来年度予算で、ケヤキ並木の保護管理計画の内容を再検討することになりました。

以上です。

会長 古木と次世代木の違いは何ですか。

事務局 古木と次世代木の違いは樹齢が凡そ100年経過しているかどうかです。100年経過しているものは古木になります。

会長 それではW71は100年以上経過しているということですか。

事務局 はい、そうです。

福嶋委員 先ず、一番重要なのは危険度ランク0～3までの4段階ありますが、その判定基準を明確にすることです。つまり、どの部位を重要視するのか。大枝なのか幹なのか。あるいはその両方なのか。その判定基準が明確でないと、単に危険度ランクを示されてもその根拠が分からない。これを明確にする必要がある。

2つ目は、そういう問題のある部位の写真を撮ること。登っている人が撮るのは大変なので、地上から(補助員さんが)望遠でも撮る。

3つ目は、過去、保護管理計画を作る際に、1本毎に樹木の側面のスケッチをしているのですね。それはもちろん、このためにやっているのではないので、どれだけ使えるか分かりませんが、その1本の木の樹形を全部示してありますので。(問題ある箇所が)その樹形図のこの部分だと分かるような記録をしておく。つまり過去の資料を活かせるようなら活かせるようにやっていると、より分かりやすくなるのではないかとということです。

会長 前回も福嶋先生は危険度1～3は全部危険ではないかと議論になったけど、それはどうなのかな。

福嶋委員 カルテを作るのはとても良いことですし、(対策の)優先順位を付けることも良いことです。

問題は、何を以って(危険度ランクを)そうしたかを明確にしておかないと、これは後で(対策すれば)良いのかとか、これは(今年度は)半分だけやれば良いのかとか、その中でセレクトできそうな気がする。

(問題部位への対策を)全部一遍に出来ればベストですけど、やれなくても、その場合、一本々の判定がきちんとしていれば、例えば幹が腐って倒れそうなら緊急に対応しないといけませんし、太枝だけなら、それだけを(処置)すれば良いので、その辺の(対策時期の)違いが出て来そうですね。その部分には、(危険度ランクの)1~3だけでは分からない。それはもちろん報告の際には、それなりにきちんとやってくれると思いますけどね。その辺のチェックをお願いできればと思います。

会長 危険度ランクの1~3は、文書に書いてあるのかな。折損の可能性があるので、なんで危険度が1なのかとか、

福嶋委員 根拠がやはりポイントだと思うのです。カルテの中に、こういう項目がこういう(内容)の時は、危険度はこう判定するという、その(根拠が)きちんとしていれば良いと思うのです。

会長 こういう対策をすれば、危険度は下がるとか、そういうことなんだろうけど。

福嶋委員 そうですね。また経費の問題も、樹木1本を切るのと、枝を1本切るのでは全然違います。作業はかなり掛かりますが、その辺を整理する意味でも必要だと思いますね。

馬場委員 同じ方が診るのですか。

福嶋委員 そうではないですかね。(こういう診断作業の出来るプロは)あまり居ませんので。

会長 ツリークライミング資格を持つ樹木医が居るのですか。

福嶋委員 そう居るのです。結構危険が伴うので、上手に紐を掛けて、体をちゃんと付けてどんどん登っていくのです。私も今まで見ましたが上手です。

会長 高い枝に登って、叩いて中は空洞だとか。診るのですか。

福嶋委員 幹の空洞はある意味、下からも分かるのですが、問題は大枝ですね。これは登らないと分からない。

事務局 今回、登る人1人、補助する地上員が1人というその組が、2組で行います。

福嶋委員 それなら、スピードは上がるでしょうね。

会長 イヌシデの伐採はどうなるの？

事務局 イヌシデに付きましては、ほとんどが現状の保護管理計画上は伐採対象ですので、危険度診断の対象外としておりまして、予算が確保出来次第速やかに伐採の予定です。

福嶋委員 イヌシデはだいぶ斜めになっているのが多いですね。寿命はケヤキより短いですから早く伐採した方が良いでしょう。

会長 それが倒れて怪我人が出る方が面倒なことになるね。

福嶋委員 やはり、今植わっているケヤキももう一度、見直した方が良いでしょう。植えたケヤキが上手くいっていないのがありますよね。それも今後検討していった方が良いでしょう。ないか。(樹木同士が)近すぎるとか、イヌシデを取った跡には、それなりものを補植するのも必要です。補植していかないと、切れば危険性は除去できるかもしれませんが、景観的にはケヤキがあるべきところでしょうから。

戦後しばらくの期間、全く手を入れなかった期間があり、その間に入ってきた木だと思えますね。

会長 それがケヤキに勝ってしまったということですか。

福嶋委員 いいえ、ケヤキが無い場所に入ってきた。そこにあったケヤキが枯れたのかもしれませんが。

年表には、いつの時代に何が植わっていたのかが書かれています。昔はスギも植わっていたのですね。

(樹種構成は) 時代と共に変わってきているので、どの時代に戻すのかは問題ですが、ケヤキが主体でしょうから。ケヤキ中心に植えることを考えておけば良いのではないのでしょうか。

もう1つ、イヌシデは斜めになっていなくても危険木と判定するのでしょうか。

事務局 保護管理計画上、イヌシデはほとんどが伐採対象となっています。ただし、幾つか保存対象の木があります。それについては残すことになっています。ですが、イヌシデですので、やはりかなり曲がっておりますので、保護管理計画を見直す際には、どうするのか再検討する方が良いと考えます。

福嶋委員 危険という判定が出ると、次にどういう対応を取ることでありそうなのですか。

事務局 来年度早々に管理課に依頼して、危険度診断の結果報告にある指示に基づいて伐採するなどの処置をする予定です。

もし来年度まで待てない(緊急対応が必要な)ものがあれば、(今年度中に)緊急対応を依頼します。

対策は、そのランクの優先順位に応じて早々に行っていきたいと考えております。

福嶋委員 来年度早々に依頼するということですね。分かりました。

会長 例えば危険度3で切らないということも有り得るのかな。

事務局 危険度診断のその後のことですが、これは所有者との協議が大前提だと思いますが、危険木の伐採をして、新しく植え替えていくという、それを保護管理計画の中では当然ケヤキ主体で植える訳ですが、それをどこかで提案を作ってお諮りしていくということが大事なのかなと思います。

石垣を下げる処置は京王線(高架)以南を優先に進めていますが、それも含めて将来像を決める時期になっていると考えておりますので、引き続き所有者にもご協力いただいて進めて参りたいと考えております。

以上です。

会長 はい、そういうことで、ケヤキの方はよろしく申し上げます。それでは、報告事項(3)の説明を事務局より申し上げます。

報告事項（３） 郷土の森博物館市指定文化財旧河内家住宅屋根葺替工事について

事務局 資料3をご覧ください。以前もお話させていただいたのですが、屋根がかなり傷んでおりましたので、なんとか市の予算措置ができ、12月19日（土）から屋根の葺替工事を開始しております。今年3月11日（金）までの予定になっております。茅葺屋根が腐朽し、倒壊の恐れがあるため、下地よりすべて交換となる工事です。

業務の内容は①茅葺屋根の解体、②屋根の下地の腐朽箇所の補修、③茅葺屋根の葺替のおおきな3つの流れになっております。

現在は、屋根が完全に取れ、資料3の一番下の写真のように下地の組み込みの状況の作業をしております。この作業がだいたい今週中に終わり、来週から茅の葺込が始まる予定になっております。

資料3の屋根の腐朽状況の写真をご覧ください。これは内側から撮影したもので、下地組み込み状況で見えている青竹の以前に葺いていた写真になりました。右から2番目と4番目の竹の真中辺りの様に折れている部分がありましたので、下地まで全て取替になりました。

さらに資料3の下の写真の人が座っている箇所の下に屋根を支える柱があるのですが、上に飛び出した屋根のある所の奥側の方で2箇所折れていましたので、新たに付替してから葺替をしているという状況です。

現状としては、2月20日に見学会を行う予定で進めています。

後ほど、屋根の葺替工事の視察をしていただきたいと思いますので、日程について調整させていただければと思っております。

以上です。

会長 完全に全部取替えたのですね。周囲の木も切ったのですか。

事務局 全部取替えました。周囲の木の伐採等はしておりません。ただし、葺替工事が完了した後に、日陰になる、あるいは雨に当たりやすいという状況になれば、周囲の木々の枝を落としていきたいと思っております。

藤井委員 前回の屋根の葺替は何年ぐらい前ですか。

事務局 平成10年です。その際は、上2/3ほどの葺替で下地までは取替えておりません。10年位（経過したら）挿し茅をして、20年～30年で全面取替えという形が一般的だそうです。

福嶋委員 藤井先生、茅葺屋根は何年ぐらい保つのですか。

藤井委員 普通の例だと20年前後くらいですので妥当なところですよ。傷んだら部分的に葺替えたり、ケースバイケースなのですが、民俗的なやり方で全部替えてしまう所もあるし、部分的にずっと替えていく所もある。半分ずつ替える所もある。

茅葺屋さんはどちらですか。

事務局 茅葺を専門としている会社をお願いしています。「越乃かやぶき」という新潟の会社です。

猿渡委員 費用はどれくらい掛かるのですか。

事務局 凡そ2000万円です。

猿渡委員 神社の鼓楼も本来は茅葺です。

藤井委員 この中で火を焚いたりしていましたか。

事務局 はい、1週間に1回火を焚いていました。

藤井委員 毎日焚いていると燻蒸されるので虫喰いとかに強くなると一般的には言うのです。やらないともうちょっと早く傷む。

事務局 ただ、(屋根を)取ってみましたら、竹とかには虫が付いていて、燻してはいたのですが、頻度が一般家庭のようにこれを普段使っているのであれば毎日焚くので、かなり良い状況になりますが、博物館ですとどうしても1週間に1回の頻度になってしまいます。

藤井委員 どのみち、焚いていても虫喰いとかになります。

会長 中で、細工をする職人さんが何かしてるんだよね。

藤井委員 もっと燻されると煤竹という竹で商品価値が出る。茶色い色が付いて、結構良い値段で(取引されている)

猿渡委員 （雅楽器の）筍の材料です。

会長 それに使えるかもしれないね。いや、もう処分したか。

藤井委員 （煤竹は）カリカリになっていまして、水が当たっていなければかなり硬くなって、中々良い（材料になる）。

事務局 部分的には煤竹になったものもあるようで、博物館の方では竹細工に使いたいということで、再利用を一部考えております。

藤井委員 良い使い方ですね。ペーパーナイフとかにすると、とても綺麗なものになるのです。

事務局 そういうのも含めて一部再利用します。

会長 それでは、これは次回（文化財保護審議会）に完成してしまった所で見学するのかな。

事務局 いいえ、完成する前に、本当は、それで今日（見学会を）行いたかったのですが（この大雪で叶いませんでしたから）、次回（文化財保護審議会）開催の前に（見学会の開催）日程をのちほど調整したいと思います。

藤井委員 何処で茅は取ってきたのですか。

事務局 今回の茅は御殿場からと聞いております。御殿場だったり東富士演習場の付近だったり、この会社自身は長岡の会社ですから、そちらから取り寄せる場合もあるということでは言っていました。

こちらでやる場合は、だいたい御殿場から東富士演習場付近を中心に集めてくると言っていました。

藤井委員 東富士演習場の中の茅が最近具合が悪いと言っていましたので、取れる量が減って高価になっているとかの話を知りました。

神奈川県で、大きな茅葺屋根の重要文化財の修理を今までしていたのですが、その時にそんな話を聞きました。

未だちゃんと採れているのですね。虫が付いたりしているとか心配していましたね。値段が高くなるとか。

会長 海外からの輸入はどうか。茅以外のを使うとか。

藤井委員 どうでしょうね。茅は国内産のススキなのです。韓国だと茅葺ではないのです。藁葺です。1年か2年でくたくたになってしまう。日本の物でしかやってないですね。

福嶋委員 (茅類)植物の分布自体は中国にもある。だけど、使っているのは日本しかないね。その辺詳しくはないけど、確かに韓国は済州島では皆藁葺ですね。

藤井委員 藁葺でしかも薄いですよ。1年そこらでくたっとしてしまう。

会長 相当、人手は要るのかね。

藤井委員 人海戦術ですから人手は掛かります。

会長 常時10人から20人で作業かな。

八木橋委員 屋根の端をこう、床屋さんじゃないですが、これを切り揃えるのを見ていると見事ですね。職人技みたいですね。

藤井委員 これを乗せるのは仕事ですが、民俗的には結というか集落で転々と廻っていきますから、そこにお手伝いしたら他所の家もやるよっていうのでお金は掛からないやり方です。だから民間の農民の手仕事です。

屋根の形とか、軒先に竹が入っていたり、色が違っていたり、デザイン的に凝るのはプロ仕事です。何箇所か有力なそういう職人が集中している場所があるのです、会津だったり。それは江戸の終わりの頃からそういう仕事が出て来ている。

今残っている民家は、結構そういう高級な大きなお金持ちの民家ではそういう仕事が有りました。もうちょっと下だとそういう丁寧な仕事はしていない。でも、今はこういうプロの茅葺屋さんが何軒かあるところでは、そういうのを意図的にやっていると思いますけれど。

八木橋委員 屋根の上にわざと芝を乗せて、季節毎に花が咲くようにやったりとか、プロは色々やりますね。

会長 ありがとうございます。それでは今回の議題は全て終了とします。

次回は今回議題にあがりました河内家住宅屋根葺替工事の見学会です。日程は、第1候補が2月1日（月）、第2候補が2月2日（火）に決定しました。

第5回府中市文化財保護審議会の開催予定日は、第1候補が2月22日（月）の午前10時から、第2候補が3月1日（火）の午後3時からに決定しました。

第6回府中市文化財保護審議会の開催予定日は、第1候補が3月22日（火）の午後4時から、第2候補が3月23日の午後4時からに決定しました。

いずれの開催も、今回欠席の委員とも連絡を取り合い、決定することになりました。